前　金	部　分　払
有	有

平　成　２５　年　度
環施補継第１－１号

（仮称）津市リサイクルセンター建設に係る
工事監理業務委託設計書

委託仕様は特記以外は、三重県業務委託共通仕様書（三重県県土整備部）及び業務委託監督の指示による。

津　市
環境部環境施設課

平成 25 年度	環施補継 第1-1号	業 務 委 託 設 計 書		
業務委託場所	津市 片田田中町 地内		部　長	
			部 次 長	
業 務 委 託 名	(仮称)津市リサイクルセンター建設に係る工事監理業務委託		担当参事(兼)課長	
			調整・担当主幹	
設 計 額 (消費税込)	(うち消費税等相当額　　　　　)		担当副主幹	
			主　査	
履 行 期 間	平成28年3月26日　限り		技　師	
			検 算 者	
長 ———	幅 ———		設 計 者	

委　託　の　大　要

建設工事監理	一　式
造成工事監理	一　式

位　置　図

SCALE=1:7,000(A4)

設　計　内　訳　表					
費目　　工種　　種別　　細別	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
設計・解析・調査業務					
工事監理	式	1			
建設工事監理	式	1			第 0001 号　明細表
造成工事監理	式	1			第 0002 号　明細表
共通事項	式	1			第 0003 号　明細表
直接経費	式	1			
旅費交通費	式	1			第 0004 号　明細表
成果品作成費	式	1			
直接原価	式	1			
その他原価	式	1			
業務原価	式	1			
一般管理費等	式	1			
設計・解析・調査業務価格	式	1			
消費税相当額	式	1			

第 0001 号　明細表　建設工事監理　1　式

（上段：前回　下段：今回）

名称　規格	単位	数量	単価	金額	摘要
建設工事監理（平成25年度）	式				第0001号施工単価表
		1			
建設工事監理（平成26年度）	式				第0004号施工単価表
		1			
建設工事監理（平成27年度）	式				第0007号施工単価表
		1			
合　計	式				
		1			

第 0002 号　明細表　造成工事監理　1　式

（上段：前回　下段：今回）

名称　規格	単位	数量	単価	金額	摘要
造成工事監理（平成25年度）	式				第0002号施工単価表
		1			
造成工事監理（平成26年度）	式				第0005号施工単価表
		1			
合　計	式				
		1			

第 0003 号　明細表　共通事項　1　式

（上段：前回　下段：今回）

名称　規格	単位	数量	単価	金額	摘要
共通事項（平成25年度）	式				第0003号施工単価表
		1			
共通事項（平成26年度）	式				第0006号施工単価表
		1			
共通事項（平成27年度）	式				第0008号施工単価表
		1			
合　計	式				
		1			

第 0004 号　明細表　　旅費交通費　　1　式

（上段：前回　下段：今回）

名称　規格	単位	数量	単価	金額	摘要
旅費交通費（平成25年度）	式				第 0005 号　明細表
		1			
旅費交通費（平成26年度）	式				第 0006 号　明細表
		1			
旅費交通費（平成27年度）	式				第 0007 号　明細表
		1			
合　計					

第 0005 号　明細表　　旅費交通費（平成25年度）　　1　式

（上段：前回　下段：今回）

名称　規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ライトバン運転	日				第0009号施工単価表
合　計					

第 0006 号　明細表　　旅費交通費（平成26年度）　　1　式

（上段：前回　下段：今回）

名称　規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通費	人				
ライトバン運転	日				第0009号施工単価表
合　計					

第 0007 号　明細表　　旅費交通費（平成27年度）　　1　式

（上段：前回　下段：今回）

名称　規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ライトバン運転	日				第0009号施工単価表
合　計					

建設工事監理（平成25年度）									第0001号施工単価表 1　年度　当り
工　　種	単位	労務別工数							合計
		主任 技術者	技師長	主任 技師	技師Ａ	技師Ｂ	技師Ｃ	技術員	
労務単価	円/人								
図面・施工書類・承諾図書等審査	人								
現場立会・折衝等	人								
工場検査	人								
試運転立会	人								
合計	円								

造成工事監理（平成25年度）									第0002号施工単価表 1　年度　当り
工　　種	単位	労務別工数							合計
		主任 技術者	技師長	主任 技師	技師Ａ	技師Ｂ	技師Ｃ	技術員	
労務単価	円/人								
図面・施工書類・承諾図書等審査	人								
現場立会・折衝等	人								
合計	円								

共通事項（平成25年度）　　第0003号施工単価表
1　年度　当り

工　　種	単位	労務別工数							合計
		主任技術者	技師長	主任技師	技師Ａ	技師Ｂ	技師Ｃ	技術員	
労務単価	円/人								
定例会議等	人								
交付金書類審査	人								
議事録等書類作成	人								
合計	円								

建設工事監理（平成26年度）　　第0004号施工単価表
1　年度　当り

工　　種	単位	労務別工数							合計
		主任技術者	技師長	主任技師	技師Ａ	技師Ｂ	技師Ｃ	技術員	
労務単価	円/人								
図面・施工書類・承諾図書等審査	人								
現場立会・折衝等	人								
工場検査	人								
試運転立会	人								
合計	円								

造成工事監理（平成26年度）　第0005号施工単価表
1　年度　当り

工　　種	単位	労務別工数							合計
		主任 技術者	技師長	主任 技師	技師Ａ	技師Ｂ	技師Ｃ	技術員	
労務単価	円/人								
図面・施工書類・承諾図書等審査	人								
現場立会・折衝等	人								
合計	円								

共通事項（平成26年度）　第0006号施工単価表
1　年度　当り

工　　種	単位	労務別工数							合計
		主任 技術者	技師長	主任 技師	技師Ａ	技師Ｂ	技師Ｃ	技術員	
労務単価	円/人								
定例会議等	人								
交付金書類審査	人								
議事録等書類作成	人								
合計	円								

建設工事監理（平成27年度）　　第0007号施工単価表
1　年度　当り

工　　種	単位	労務別工数							合計
		主任 技術者	技師長	主任 技師	技師Ａ	技師Ｂ	技師Ｃ	技術員	
労務単価	円/人								
図面・施工書類・承諾図書等審査	人								
現場立会・折衝等	人								
工場検査	人								
試運転立会	人								
合計	円								

共通事項（平成27年度）　　第0008号施工単価表
1　年度　当り

工　　種	単位	労務別工数							合計
		主任 技術者	技師長	主任 技師	技師Ａ	技師Ｂ	技師Ｃ	技術員	
労務単価	円/人								
定例会議等	人								
交付金書類審査	人								
議事録等書類作成	人								
合計	円								

ライトバン運転　　第0009号施工単価表

1　日　当り

名　称	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
ガソリン スタンド レギュラー80オクタン価以上	ﾘｯﾄﾙ				
ライトバン	時間				
ライトバン	日				
雑品	式	1			
合計	日	1			
単位当り	日	1	当り		

平成２５年度環施補継第１－１号
（仮称）津市リサイクルセンター
建設に係る工事監理業務委託

仕様書

津市環境部環境施設課

第１章　総則

1　業務の目的

津市では現在、安全・安心、かつ、地域や自然と調和した一般廃棄物のリサイクルセンターと関連施設の建設を計画している。

本業務は、(仮称) 津市リサイクルセンター建設工事及び、関連工事である（仮称）津市リサイクルセンター造成工事が、設計図書に基づき適性かつ的確に施工されるように、監理を行うことを目的とする。

2　一般仕様書の適用

業務は、本仕様書に従い施工しなければならない。ただし、本仕様書に定めのないものは「三重県業務委託共通仕様書」によるものとする。

3　費用の負担

業務の実施等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

4　法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当り、関連する法令等を遵守しなければならない。

5　中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するように努めなければならない。

6　秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

7　公益確保の義務

受注者は、業務を行うに当たっては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することのないように努めなければならない。

8　監理の基本原則

本業務は、次の基本原則により行うものとする。

⑴　実施設計監理及び施工監理は発注者、受注者の共同監理とし、発注者監督員の補助業務とする。

⑵　受注者は、各工事の問題点を把握し、発注者に対して適切な技術的助言を行うものとする。

(3)　受注者は、工事現場に臨み、発注者の意を体して厳正に工事を監理するものとする。

(4)　工事期間中は、受注者は常に工事全般に係る疑義に応じられるよう、工事現場並びに設計書に精通し、工事の進捗を促進するものとする。

(5)　受注者は、各工事施工受注者への指示事項は全て書面を持って行うものとし、受注者に速やかに報告する。

(6)　工事中及び工事竣工後、各工作物がおのおのの機能を本来の目的に沿って、十分果たしうる円滑な指導を行うものとする。

9　業務分担

監理員（受注者が「管理技術者選任届」で選任し、発注者の承認を得た者）と監督員の業務分担は下記に基づき、別表に基づくものとする。

立会及び作成：工事が設計図書の内容どおりに施工されているか否かを立会い確認すること、及び書類を作成すること。

調　　　査：監督員の承諾、確認、手続きを必要とする事項について、あらかじめ設計図書と照合し、内容が適正であるか否かを調べること。

報　　　告：立会及び作成を行った件及び調査を行った件について、監督員に対し書面により通知すること。

確　　　認：監督員が調査、報告した件及び監理員、監督員が立会及び作成した件に対し確認すること。

手　　　続：監理員及び監督員が作成、確認した書類のうち、必要なものについて手続きを行うこと。

１０　許可申請

受注者は、業務委託に必要な許可申請（計画通知等）に関する事務に必要な図書作成を遅滞なく行わなければならない。

１１　書類の提出

受注者は、業務の着手及び完了に当たり、契約約款、津市規則及び三重県業務委託共通仕様書に準じ、遅延なく書類を提出しなければならない。その他、発注者が必要と認めた書類については、速やかに作成し提出すること。

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承認を受けるものとする。

１２　管理技術者等の要件

(1)　受注者は管理技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなけれ

ばならない。

(2)　管理技術者は、以下の資格を有するものを配置しなければならない。

資格：技術士登録の衛生工学部門（選択科目：廃棄物管理又は廃棄物管理計画又は廃棄物処理又は汚物処理に限る。）又は総合技術監理部門（選択科目：衛生工学一般及び廃棄物監理又は廃棄物管理計画又は廃棄物処理に限る。）の資格を有するもの

※　平成１５年度以前の選択科目区分である「技術士〔衛生工学部門（廃棄物処理)〕」及び「技術士〔衛生工学部門（廃棄物管理計画)〕」も該当する。

(3)　当該業務には土木工事、建築工事の施工監理をも含むため、一級土木施工管理技士及び一級建築士の有資格者を担当技術者として配置しなければならない。

(4)　受注者は、業務の進捗を図るため、十分な数の技術者を配置しなければならない。

１３　成果品の審査

(1)　受注者は、業務完了時に発注者の成果品審査を受けなければならない。

(2)　成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、直ちに訂正しなければならない。

(3)　業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受注者は直ちに、当該業務の修正を行わなければならない。

１４　引渡し

成果品の審査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、発注者の検査員の検査をもって、業務の完了とする。

１５　関係官公庁等との協議

受注者は関係官公庁等との協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当り、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

１６　土地への立入り等

受注者は、業務を実施するため、第三者の土地に立入る場合は、事前に監督員及び関係者と十分な協調を保ち本業務が円滑に進捗するように努めなければならない。

第三者の土地への立入りについて、当該土地占有者の許可は、発注者が得るものとするが、監督員の指示がある場合、受注者はこれに協力しなければならない。また、立入りにおいて生じた損失のため必要となる経費の負担については、設計図書に示す外は原則受注者負担とする。

１７　説明会等への協力

津市が関係住民等に対して、地元説明会等を開催する場合は、受注者は、津市の要請に従い、説明会等への出席や資料の作成をするものとする。

１８　疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合、又は本仕様書に定めのない場合は発注者、受注者協議の上、これを定める。

１９　業務の終了

本業務委託は、竣工検査を持って完了する。但し、工事の遅延に伴う期間の延長については、協議の上変更することもある。

２０　その他

本仕様書に定めのない事項についても、発注者が業務上必要と認めた場合、受注者は異議なくその業務を遂行するものとする。

第２章　津市リサイクルセンター建設工事監理業務

１　業務の概要

受注者は発注者が工事施工受注者と契約した工事の契約書、図面、仕様書等に基づき、工事が工事施工受注者によって完全に施工されるように監督員の指示を持って施工監理業務を行うものとする。

なお、施工監理対象工事は以下のものとする。

(1)　平成２５年度環施補継第１号
（仮称）津市リサイクルセンター建設工事
工　　期：平成２５年６月下旬　～　平成２８年３月中旬
施設規模：８１ｔ／５ｈ

２　業務の内容

(1)　実施設計監理

（仮称）津市リサイクルセンター建設工事受注者（以下、「プラント工事受注者」とする）が作成した実施設計図書・補助金申請図書等を審査し、適切なる指導を行うものとする。

ア　業務実施にあたり、諸法令及び業務に関する諸法規を遵守し、業務の円滑なる進捗を図ること。
イ　最終仕様書の内容のとおり、実施設計図書の作成を指導し、審査すること。
ウ　実施設計図書審査にあたっては、発注者の意図するところを実施設計に反映するよう審査、指導を行うこと。
エ　補助金申請図書等の書類審査を行い、的確な指導を行うこと。
オ　工事施工に関する諸官公庁への申請、届出等に関する許認可の申請図書の作成補助、審査を行うこと。
カ　定例打合せ及び会議を毎月１回以上、発注者の監督員立会いうえ行うものとし、プラント工事受注者に改善指示事項等を的確に指示する。プラント工事受注者の監理技術者もしくは現場代理人は必ず出席するものとする。
キ　打合せ結果及び改善指示事項は、必ず記録し保存すること。
ク　その他実施設計監理に必要な業務

(2)　施工監理

現場工事着工後の土木建築設備、機械設備、電気計装設備、試運転及び性能試験立会い、竣工検査までの施工監理とする。

ア　施工計画、工程の審査及び助言
イ　仕様打合せ及び施工承認図書の審査
ウ　現場の作業方法、仮設方法及び工事用機械器具等の確認及び報告
エ　材料及び製品検査並びに工場検査の立会い

オ　施工及び施工検査の立会い

カ　工事の安全衛生並びに災害及び公害防止に関するプラント工事受注者への指導

キ　プラント工事受注者提出書類の審査及び報告

ク　補助金申請図書及び実績報告書の審査

ケ　試運転及び性能試験立会い

コ　竣工検査立会い

サ　プラント工事受注者の作成する竣工図、取り扱い説明書、試運転報告書、引渡性能試験報告書、単体機器試験成績書、工事写真等完成図書の審査

シ　定例打合せ及び会議を毎月１回以上、発注者の監督立会いのうえに行うものとし、プラント工事受注者に改善指示事項等を的確に指示する。管理技術者もしくは現場代理人は必ず出席するものとする。

ス　打合せ結果及び改善指示事項は、必ず記録し保存すること。

セ　その他施工監理に必要な業務

業　務　分　担　表

業務区分	監理員（受注者）			監督員（市）				備考
	立会及び作成	調査	報告	立会及び作成	調査	確認	手続	
工事請負関係書類						○	○	
施工工程表審査		○	○		○	○	○	
施工監理日誌	○		○			○		
設計打合議事録	○	○	○			○		
基本設計図書審査		○	○			○		
実施設計図書審査		○				○		
補助金申請書審査		○				○		
建築確認申請書審査		○				○		
関係官公庁への申請・届出等審査		○				○		
改善・指摘報告書	○		○			○	○	
施工計画書審査		○	○			○		
関係官公庁及び地元折衝					○		○	
施工図及び承認図書審査		○	○			○		
施工要領書審査		○				○		
工事打合議事録	○		○			○		
材料検査簿	○		○		○			
材料照査		○	○	○	○	○		
材料検査	○		○	○		○		
品質管理調書		○			○	○		
品質管理試験	○			○		○		
施工検査・試験	○		○	○				
施工立会	○			○		○		
施工検査報告書	○		○	○				
工場検査要領書審査		○	○			○		
工場検査報告書審査		○	○			○		
設計変更等の報告		○	○			○		
出来高報告		○	○			○		
緊急処理					○	○	○	
解体材・発生材処理					○	○		
性能試験要領書審査		○	○			○		

取扱説明書審査		○	○			○		
試運転報告書審査		○	○			○		
工事目的物の損害等					○	○		
竣工図書審査		○	○		○	○		
実績報告書審査		○	○		○	○		

第３章　（仮称）津市リサイクルセンター造成工事監理業務

１　業務の概要

受注者は発注者が工事施工受注者と契約した工事の契約書、図面、仕様書等に基づき、工事が工事施工受注者によって完全に施工されるように監督員の指示を持って施工監理業務を行うものとする。

なお、施工監理対象工事は以下のものとする。

⑴　平成２５年度環施補継第２号

（仮称）津市リサイクルセンター造成工事

工　　期：平成２５年６月下旬　～　平成２７年２月下旬

造成面積：約４０，０００㎡

２　業務の内容

施工監理の業務内容は、（仮称）津市リサイクルセンター造成工事が設計書の内容に基づき的確に施工されるように、適切なる指導、監理を行うものとする。

⑴　工事全体計画の関係

ア　全体施工計画の検討

イ　全体施工工程の検討

⑵　書類の整備関係（工事施工受注者作成書類の審査等）

ア　工事請負契約に関する書類

イ　工事施工状況に関する書類

(ｱ)　施工計画書

(ｲ)　施工工程表

(ｳ)　工事監理日誌

(ｴ)　工事打合簿

(ｵ)　使用材料調書

(ｶ)　材料確認調書

(ｷ)　品質管理試験に関する書類

(ｸ)　その他施工監理に必要な書類

ウ　工事施工受注者への指示等の書類

受注者は、工事施工受注者に指示を行った場合は、書面をもって行い、その控えを保管するものとする。

また、受注者は自己の提出する報告書及び具申書等は全て控えをとり、協議した内容の協議録を作成、保管し、常に工事の経過を明らかにするものとする。

(3)　施工関係

ア　現場監理

⑺　施工計画書の検討

⑴　施工工程表の検討

⑼　工事の促進

⑽　施工検査、監理試験等

⑾　施工立会

⑿　設計図書と工事施工との適合

⒀　工事変更等の報告

イ　受注者は常に工事施工受注者と地元との関係に留意し、工事の施工に支障をきたさないように配慮すること。

ウ　必要に応じて工事現場に出張し、工事の工程計画等の問題点を把握し適切な監理を行うとともに、発注者への技術的助言、協力、補佐、代行を行うものとする。

(4)　工法、設計変更の手続き等

受注者は監督員の指示により、工法もしくは設計変更の必要が生じたときは、資料を取りまとめ、工法変更もしくは設計変更の手続きの準備を行うものとする。

<u>業　務　分　担　表</u>

業務区分	監理員（受注者）			監督員（市）				備考
	立会及び作成	調査	報告	立会及び作成	調査	確認	手続	
工事請負関係書類						○	○	
施工計画書		○	○			○		
施工工程表		○	○			○		
施工監理日誌	○		○			○		
工事打合簿	○		○			○		
材料検査簿					○			
品質管理調書		○			○	○		
施工検査報告書				○				
交付申請書添付資料	○					○	○	
実績報告書添付資料	○					○	○	
起債図書書類				○			○	
設計図照査		○	○			○		
材料の照査				○	○	○		
関係官庁折衝				○			○	
地元折衝				○			○	
施工計画の検討		○	○			○		
施工工程の検討		○	○			○		
災害時の対策		○	○		○	○		
施工検査				○				
重点検査	○		○	○		○		
品質管理試験				○		○		
重点試験	○		○	○		○		
材料検査				○		○		
施工立会				○		○		
承諾願		○	○			○		
指示書	○		○	○		○		
変更等の報告		○	○			○		
緊急処理					○	○	○	
出来高報告		○	○			○		
解体材、発生材処理					○	○		

第４章　提出図書

１　提出図書

提出すべき成果品とその部数は次のとおりとする。なお、製本はすべて表紙、背表紙ともタイトルをつけ、直接印刷したものとする。なお、成果品の作成にあたっては、その編集方法についてあらかじめ監督員と十分協議すること。

(1)	業務報告書	１部
(2)	工事管理日報	１部
(3)	打合協議録	１部
(4)	検査記録簿	１部
(5)	検査報告書	１部
(6)	改善指示書	１部
(7)	その他必要なもの	１式
(8)	電子データ	３部

データの形式は、Microsoft Office Word、又はMicrosoft Office　Excel を基本とし、CD-ROM に格納して納品することとするが、それにより難い場合は、あらかじめ津市に協議し承認を得るものとする。また、すべてをPDF化したものを作成し、目次等で簡単に検索できるようにまとめたものを納品すること。

当工事における各年度の事業費の割合は以下のとおりとする。

平成２５年度　　２７％程度
平成２６年度　　３６％程度
平成２７年度　　３７％程度

【前金払に関する事項】

請負代金の額が１３０万円以上の契約において、市が必要と認めたときは、受注者が公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を寄託した上で、契約金額の１０分の３以内で、かつ当該支出予算の範囲内で前払いするものとする。

また、継続費支弁の２年度以上にわたる契約の場合、当該継続費の各年度の年割額に相当する部分に対して支払うものとする。

平成２６年度以降の前払金については、前会計年度年割額分を施工した後でなければ、請求できないものとする。

【部分払に関する事項】

当工事の部分払は、津市工事請負契約約款第３７条に基づき、その請求に応じてこれを行うが、部分払のできる回数は、津市建設工事執行規則に基づく回数以内とする。

ただし、時期については、平成２５年度末及び平成２６年度末に必ず１回行うものとする。

なお、平成２５年度末及び平成２６年度末の支払いについては、当該年度の年割額の範囲内とする。

暴力団等の不当介入の排除等に関する特記仕様書

１　趣旨

この特記仕様は、本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに関し、必要な事項を定めるものとする。

２　用語

この特記仕様における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成２１年津市訓第３４号）において使用する用語の例による。

３　受注者等の義務

⑴　本市の契約等の相手方及び下請負人（以下「受注者等」という。）は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。

⑵　受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設を使用してはならない。

⑶　受注者が本市と締結した契約等の履行に当たり、暴力団等による不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、所轄の警察署に通報しなければならない。

４　入札参加資格者等及び受注者等に対する措置

入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められる場合、暴力団等と密接な関係を有していると認められるなどの場合は、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準（平成２１年４月８日施行）に基づく指名停止措置を講じるものとする。

また、上記３の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。

５　契約等の解除

上記の暴力団等と認められるなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。